

町田市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012 年) 8 月 3 1 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市市税条例の一部を改正する条例

町田市市税条例（昭和３６年１２月町田市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２５条第１項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

附則第８条の２を附則第８条の３とし、附則第８条の次に次の１条を加える。

（法附則第１５条第２項第６号及び第１０項の条例で定める割合）

第８条の２ 法附則第１５条第２項第６号に規定する市の条例で定める割合は、４分の３とする。

２ 法附則第１５条第１０項に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２５条第１項ただし書の改正規定及び次条の規定は、平成２６年１月１日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第２条 この条例による改正後の町田市市税条例（以下「新条例」という。）第２５条第１項の規定は、平成２６年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成２５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条 新条例附則第８条の２第１項の規定は、平成２４年４月１日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成２４年法律第１７号）第１条の規定による改正後の地方税法（次項において「新法」という。）附則第１５条第２項第６号に規定する除害施設に対して課すべき平成２５年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

２ 新条例附則第８条の２第２項の規定は、平成２４年４月１日以後に取得された新法附則第１５条第１０項に規定する施設に対して課すべき平成２５年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

改正後	改正前
(市民税の申告) 第 25 条 第 11 条第 1 項第 1 号の者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第 314 条の 2 第 5 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 22 条第 1 項(同項第 2 号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する仮認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第 6 項において同じ。))に係る部分を除く。))及び第 2 項の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。))については、この限りでない。 2～10 略 附 則 (法附則第 15 条第 2 項第 6 号及び第 10 項の	(市民税の申告) 第 25 条 第 11 条第 1 項第 1 号の者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、<u>寡婦(寡夫)控除額</u>、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第 314 条の 2 第 5 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 22 条第 1 項(同項第 2 号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する仮認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第 6 項において同じ。))に係る部分を除く。))及び第 2 項の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。))については、この限りでない。 2～10 略 附 則

町田市市税条例新旧対照表

—部分は改正部分

改正後	改正前
<u>条例で定める割合)</u> <u>第 8 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 6 号に規定する市の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</u> <u>2 法附則第 15 条第 10 項に規定する市の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) <u>第 8 条の 3 略</u>	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) <u>第 8 条の 2 略</u>

町田市市税条例の一部を改正する条例の要旨

平成 24 年 9 月

改正事項	改正の要旨		施行期日	市税条例等条項
	現行	改正後		
第 1 個人住民税 1 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする。	町田市市税条例第 25 条第 1 項ただし書き ① 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除、配偶者控除額、扶養控除額、以下省略各種控除額を受ける場合を除き、申告は不要となる。	町田市市税条例第 25 条第 1 項ただし書き ① 寡婦（寡夫）控除額を削除する。 （参 考） 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に寡婦（寡夫）控除に関する事項が追加されたことに伴い、公的年金等受給者が扶養控除申告書において寡婦（寡夫）控除を受けることを申告した場合、寡婦（寡夫）控除を受けるための個人市・都民税の申告書の提出が不要となる。	平成 26 年 1 月 1 日から適用	

改正事項	改正の要旨		施行期日	市税条例等条項
	現行	改正後		
第2 固定資産税(償却資産)				
1 固定資産税等の課税標準の特例 地域決定型地方税制特例措置 (通称：わがまち特例)	(参 考) 1. 地方税法附則第15条第2項第5号 下水道法第12条第1項又は第12条の11第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設で総務省令で定めるもの	1. 公害防止用の下水道除害施設 下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合は<u>4分の3</u>とする。 (参 考) 地方税法附則第15条第2項第6号 公共下水道を使用する者が設置した、公共用水域の水質保全を目的とした下水道法上の除害施設で、総務省令で定めるもののうち、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に<u>4分の3</u>を参酌して、<u>3分の2以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。</u> 2. 雨水貯留浸透施設 雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合は<u>3分の2</u>とする。 (参 考) 地方税法附則第15条第10項 特定都市河川浸水被害対策法に基づき	平成24年4月1日	附則第8条の2第1項
	(参 考) 2. 地方税法附則第15条第12項 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第10条第1項第3号に規定する対策工事により設置された同法第2条第6項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものうち、平成24年4月1日から平成24年3月31日まで		平成24年4月1日	附則第8条の2第2項

第3 その他、文言の整理・修正	での間に取得されたものに対して課する 固定資産税の課税標準は、第349条の2 の規定にかかわらず、当該施設に係る固定 資産税の課税標準となるべき価格の3分 の2の額とする。	設置された雨水貯留浸透施設で、総務省令 で定めるものうち、平成24年4月1日 から平成27年3月31日までの間に取 得されたものに対して課する課税標準は、 当該施設に係る固定資産税の課税標準と なるべき価格に3分の2を参酌して、2分 の1以上6分の5以下の範囲内において 市町村の条例で定める割合を乗じて得た 額とする。		
------------------------	---	---	--	--